

平成30年9月定例会議案概要

- ・第105号議案 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

個人番号を利用することができる市長が行う独自利用事務として、越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費助成金の支給に関する事務を定めるもの。平成31年1月1日から施行

【利用する特定個人情報】

障害者関係情報・生活保護関係情報・地方税関係情報・国民健康保険給付関係情報等

- ・第106号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市自殺対策連絡協議会を設置することに伴い、委員*の報酬等を定めるもの。平成30年10月1日から施行

【報酬（日額）】 6,000円 【費用弁償（1日につき）】 2,500円

* 委員（参考）：25人以内、任期2年

≪学識経験者、保健医療関係者、法務関係者、学校教育関係者、産業労働関係者、福祉関係者、自殺対策に関する活動を行っている民間団体の代表者、公募による市民、関係行政機関の職員、その他自殺対策に関し市長が必要と認める者≫

- ・第107号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

国民健康保険事業の安定した運営に資するため、国民健康保険税の課税額の改定等を行うもの。平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の年度分から適用

(1) 国民健康保険税の課税額の改定

① 医療分（参考）

【所得割】 現行（変更なし）：8.2%

【均等割】 現行（変更なし）：26,500円

② 後期高齢者支援金等分

【所得割】 現行（改定前）：1.7% → 改定後：2.2%

【均等割】 現行（改定前）：7,500円 → 改定後：9,000円

③ 介護納付金分

【所得割】 現行（改定前）：1.7% → 改定後：1.9%

【均等割】 現行（改定前）：8,500円 → 改定後：9,500円

(2) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

① 医療分 改正前：540,000円 → 改正後：580,000円

② 後期高齢者支援金等分（変更なし）：190,000円

③ 介護納付金分（変更なし）：160,000円

・第108号議案 越谷市立保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について

越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業の換地処分及び町の区域の変更により、新たな地番が設定されることに伴い、施設の位置を改めるもの。越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行

(1) 越谷市立保育所設置及び管理条例

名 称	変更前	→	変更後
増林保育所	東越谷八丁目 <u>180番地</u>		東越谷八丁目 <u>41番地1</u>

(2) 越谷市夜間急患診療所設置及び管理条例

名 称	変更前	→	変更後
夜間急患診療所	東越谷十丁目 <u>81番地</u>		東越谷十丁目 <u>31番地</u>

(3) 越谷市保健所条例

名 称	変更前	→	変更後
保健所	東越谷十丁目 <u>81番地</u>		東越谷十丁目 <u>31番地</u>

・第109号議案 越谷市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、サテライト型養護老人ホーム（本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。）を設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加する等、省令に従い、同様の改正を行うもの。平成30年10月1日から施行

・第110号議案 越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、介護医療院の管理者が検体検査を委託する際の基準について、省令を参酌し、同様の改正を行うもの。平成30年12月1日から施行

・第111号議案 越谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正されることに伴い、一定の所得*を超える受給者に対し医療費助成金を支給しない等、所要の改正を行うもの。平成31年1月1日から施行（現受給者は平成34年10月1日から適用）

* 所得限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

・第112号議案 越谷市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- (1) 越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業の換地処分及び町の区域の変更により、新たな地番が設定されることに伴い、越谷市立病院の位置を改めるもの《越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行》

変更前：東越谷十丁目 47番地1

変更後：東越谷十丁目 32番地

- (2) 地方自治法の一部が改正されることに伴い、引用条項の改正を行うもの《平成32年4月1日から施行》

改正前：地方自治法第243条の2第8項

改正後：地方自治法第243条の2の2第8項

・第113号議案 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- (1) 選定療養*に係る初診に要する額を改めるもの《平成31年1月1日から施行》

改定前：1,500円 → 改定後：2,900円

* 選定療養とは

医療サービスの中で、被保険者の選定に委ねられるサービスとして厚生労働大臣が定めたもの

* 選定療養の種類

① 大病院（200床以上）の初診（他の病院や診療所からの文書による紹介がある場合、救急搬送された場合等を除く。）

② 特別の療養環境（差額ベッド）

③ 予約診療

④ 時間外診療 など

- (2) 条文整備（厚生労働省告示の題名を改めるもの）《公布の日から施行》

改正前：厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養

改正後：厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

・第114号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

建築基準法の一部が改正されることに伴い、新たに手数料を新設するもの。公布の日から施行

- (1) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 27,000円

（接道規制の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査）

- (2) 仮設建築物建築許可申請手数料 160,000円

（仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例の申請に対する審査）

・第115号議案 越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例制定について

越谷都市計画事業東越谷土地区画事業の換地処分に伴う清算金に関し、一定の要件に該当する者について、分割納付の期限を延長することができるよう改めるもの。公布の日から施行

(参考) 現行の清算金の分割納付について

清算金額	納付期間	分割回数
5万円～15万円未満	半年以内	2
15万円～30万円未満	1年以内	3
30万円～45万円未満	2年以内	5
45万円～60万円未満	3年以内	7
60万円～75万円未満	4年以内	9
75万円以上	5年以内	11

・第116号議案 橋梁耐震整備工事（千代田橋）請負契約の締結について

- (1) 契約の目的：橋梁耐震整備工事（千代田橋）
- (2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約
- (3) 契約金額：3億4,452万円
- (4) 履行期限：平成31年3月15日
- (5) 契約の相手方：池中建設株式会社
- (6) 工事の内容：橋脚補強工（一式）、橋脚基礎補強工（一式）、
水平力分担構造装置工（一式）、落橋防止構造装置工（一式）

・第117号議案 御料堀ポンプ場長寿命化改修工事（電気設備）請負契約の締結について

- (1) 契約の目的：御料堀ポンプ場長寿命化改修工事（電気設備）
- (2) 契約の方法：総合評価一般競争入札による契約
- (3) 契約金額：3億73万6,800円
- (4) 履行期限：平成32年3月13日
- (5) 契約の相手方：大久保・明協経常建設共同企業体
- (6) 工事の内容：受変電設備（一式）、自家発電設備（一式）、
制御電源及び計装用電源設備（一式）、負荷設備（一式）、
計装設備（一式）、監視制御設備（一式）

・第118号議案 市道路線の廃止について

終点変更1路線、延長87.20mを廃止するもの。

・第119号議案 市道路線の認定について

終点変更1路線、私道の寄附3路線、宅地造成に伴い帰属したもの20路線、合計24路線、延長1,679.80mを認定するもの。

・第120号議案から第128号議案まで

平成30年度越谷市一般会計補正予算（第1号）について ほか補正予算8件

・第129号議案から第139号議案まで

平成29年度越谷市一般会計歳入歳出決算認定について ほか決算認定10件

【問い合わせ】総務部法務課

電話 048-963-9130